

単位株制度導入の経緯序説

——立法サイドの論議を中心に——

- 一 昭和五六年改正商法と株式単位の引上げ
- 二 「会社法改正に関する意見照会」(昭和五〇年六月)
- 三 「意見照会」に対する各界の反応
- 四 第一次幹事試案(昭和五一年六月初め)
- 五 第二次幹事試案(昭和五一年六月終り)
- 六 第三次幹事試案(昭和五二年三月) および第四次幹事試案(昭和五二年四月)
- 七 おわりに

単位株制度導入の経緯序説(服部)

服 部 榮 三

一 昭和五六年改正商法と株式単位の引上げ

株式の単位としては、額面株式についてはその一株の金額（額面または券面額）、無額面株式についてはその一株の発行価額のそれぞれに関する法定の最低限が一応の基準となる。この株式の単位につき、昭和五六年改正商法はこれを大幅に引上げ、つぎのように定めた。すなわち、改正法施行（昭和五七年一月一日）後に設立される会社については、その会社の設立に際して発行する額面株式の一株の金額ないし券面額は五万円を下ることができないこと（商一六六条二項）、また同じく設立に際して発行する無額面株式の一株の発行価額は五万円を下ることができないこと（商一六八条ノ三）、としたのである。なお、額面株式の発行価額は額面ないし券面額を下ってはならないので（商二〇二条二項）、会社の設立後に発行する額面株式の発行価額も前記の制約を受け、そのため五万円がこの発行価額の法定の最低限となり、無額面株式の場合と同様になるわけである。

これを旧法と対照すると、①旧法は、額面株式の券面額は五〇〇〇円を下りえないものとし（商旧二〇二条二項）、かつこれは会社の設立に際して発行する額面株式に限定されないで適用された。②他方、無額面株式の発行価額については、設立に際して発行する無額面株式に関してのみ、定款でその最低発行価額を定めるべきものとしていたが（商旧一六六条一項七号）、この最低発行価額についてはとくに金額を法定していなかったのである。

以上は、改正法施行後に設立される会社についての株式単位の引上げであるが、改正法施行前に設立された既存の会社の株式については、新たに単位株制度が導入され、株式単位の実質的な引上げが企てられた。すなわち、この制度は、額面株式の一株の金額の合計が五万円になる数（法定単位株数）または定款で定める数の株式を一単位とし、この一単位に満たない株式（単位未満株）については議決権その他の権利（主としていわゆる共益権）を与えないというものである（昭和五

六年改正商法附則一六条一項・一八条参照)。それゆえ、単位未満株は株主権の一部が制限・剝奪された株式という意味を有し、完全な株式と認めることはできないのであり、したがってそれは実質的には端株である。そこで、完全な株式という観点からすれば、単位株数の整数倍の株式(五〇円の額面株式を例にとれば、一〇〇〇株の整数倍の株式)のみが株式として扱われることになり、実質的には株式の単位が引上げられるという結果をもたらすのである。そして、単位株制度は無額面株式にも適用されるので、無額面株式についても実質的には株式単位が引上げられることとなる。

株式の単位引上げに関する昭和五六年商法改正の概要は、以上の通りであるが、このような改正がどのようにして行なわれたか、その経緯を法制審議会商法部会における論議等を中心として、以下に考察してみたいと考える。

二 「会社法改正に関する意見照会」(昭和五〇年六月)

(一) 「会社法改正に関する意見照会」と株式単位の引上げ

昭和五〇年六月一二日付をもって、法務省は(「民事局参事官室」名で)、「会社法改正に関する意見照会について」と題する文書を経済団体・法曹団体・裁判所・国公立大学(法学部)等に宛てて、「会社法改正に関する問題点」について意見を聞いた。右の文書のはじめには、「法制審議会商法部会においては、監査制度に引続き会社法の基本的諸問題についての調査審議を予定していたところでありますが、『会社の社会的責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行なうこと』について、政府は早急に検討すべきであるとする昭和四十八年七月三日の衆議院法務委員会における附帯決議、及び『現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公平ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて会社の社会的責任を全うすることができるよう、株主総

会及び取締役会制度の改正を行なうため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること』という昭和四十九年三月十九日の参議院法務委員会における附帯決議の趣旨にかんがみ、昭和四十九年九月から、株主総会、取締役会制度等会社法の基本的な問題点について検討を開始いたしました。この度、今後の審議を進めるに当たって、同部会の審議においてこれまでに表示された幾つかの問題点を別紙のとおり整理しましたが、今後における同部会の調査審議に資するため、この問題に対する御意見あるいは御提案（問題点の一部についても結構です）を本年十月末ごろまでに当室あてお寄せいただければ幸いに存じます。」と記されている。

右の「まえがき」から知られるように、昭和五六年の商法改正作業は、昭和四八年および四九年の衆参法務委員会の附帯決議を承けて、昭和四九年九月から法制審議会商法部会（その小委員会を含む）において、会社法改正の基本的な問題点（会社法の根本的改正）を検討するという形で開始されたわけである。

株式の単位引上げに関しては、右の「意見照会」の別紙の「会社法改正に関する問題点」の第四の「株式制度の改善策」の項において、

「二 株式の単位に関し、

(一) 株式の単位は小さすぎるとする意見があるが、これを是正する必要があるか。

是正の方法として、額面株式の一株の最低金額を引き上げるべきであるとする意見、一定の単位数ごとに株主の権利行使を認めるいわゆる単位株制度を導入すべきであるとする意見、株式の併合の自由を認めれば足りるとする意見があるが、どうか。

(二) 額面株式の一株の最低金額を引き上げるべきであるとした場合、

(イ) 引上げ後の最低金額については、例えば五万円とする意見もあるが、いくらが相当か。

(四) 現存の株式会社についても引上げを強制すべきか、それとも任意とすべきか。

(三) 単位株制度を導入するとした場合、単位株数に満たない数の株式については、議決権を含め株主としての一切の権利行使を認めないものとすべきか。それとも、利益配当請求権等の自益権は認めるべきか。」

という問題点の指摘がなされている。

(二) 西原講演「今後の商法改正の諸問題」

右の「問題点」の検討が法制審議会商法部会において開始された頃、同部会の委員の一人である西原寛一教授は、「今後の商法改正の諸問題について」と題する昭和四九年九月六日の第二九回全国株懇連合会定時会員総会における講演で、株式の単位引上げに関しつぎのように述べられている(第二九回全国株懇連合会定時会員総会報告書一〇四頁—一〇五頁)。

「ところで、額面株式の方は、一部の電力会社などを除いて、ほとんど五〇円株になっております。戦後の改正法が五〇〇円株を原則とはしたものの、例外的に既存の五〇円株を認めたものですから、既設の会社はもちろん、その後〔昭和二五年改正商法施行後—服部〕新設の会社までがいろいろな無理をしてまで五〇円株にしようとしています。それが現在の経済実勢に合わないことは、すでに皆さまご承知のとおりであります。こういうところから、各地の株懇〔株式懇話会〕あたりで『単位株』という構想が生まれ、また、これが経団連を通じて政府に対する要望の一つにもなっているようであります。このご主張にはもっともなところもあると思われませんが、私は前々から、単位株制度ではどうも不徹底である、むしろ正面から額面金額の引上げに取り組んだらどうかと主張していたのであります。単位株、たとえば一、〇〇〇株を単位株にして、議決権などある種の権利の行使を制限するとしても、これまでどおり小額の株式が存在する以上は、事務的にはかなりの手間が残るのであります。それを全部消却してしまうというのなら別ですが、単位未満株を残しておいたのでは、いつまでたっても問題の解決にはなりません。むしろは

つきりと額面を引上げるほうが、株式の本質、あるいは株主平等の原則その他いろいろな点から見ても、問題が少ないのではないかと考えます。(中略)

それでは、額面は一体どのくらいにしたらいいかということが、次の問題であります。株券発行費、総会用の印刷通信費、名義書換代行手数料などの費用が一株主当たり年間およそ一、〇〇〇円もかかる現在、商法の原則の五〇〇円でもすでもう少なすぎると思われます。私は、先年から、取引所の取引単位である五〇円株一、〇〇〇株分、すなわち、額面五万円ぐらいでどうであろうかと考えていたのですが、インフレの現在では、一株一〇万円ぐらいにすることも、真剣に考えていいのではないのでしょうか。現在社債の一口の単位は、一般に一〇万円程度ですが、権利も危険も大きい株式のほうがそれよりも低いというのはいかなものでしょうか。

これは、単位株制度の導入を否定し、既存・新設を問わず、すべての株式会社につき、券面額の最低限を一〇万円とする額面株式を採用しようとする意見である。もっとも、西原委員は無額面株式を否定されるわけではないので、無額面株式の最低発行価額も右に準じて扱われることになろう。

(三) 「株式会社法改正に関する主要問題点」と株式単位の引上げ

(イ)西原委員の見解は右のとおりであるが、法制審議会商法部会(その小委員会を含む)ではそのほかどのような論議が行なわれたか。その概要を述べれば、つぎのとおりである。

右の部会では、最初、「株式会社法改正に関する主要問題点」と題する審議資料(原案)が提出されたが(昭和四九年九月)、そこでは株式の単位引上げに関し、「一株の額面金額を引き上げるべきか、引き上げるべきであるとした場合、その金額をいくらにするのが相当か。また、現在流通している五〇円株などについての措置をどうするか。いわゆる単位株制度について、どう考えるか。」との問題提起がなされている。これについて、つぎのような意見が開陳された。

① 理論的には、単位株制度より額面の引上げの方策をとるべきである。同じ株式でありながら、共益権あるいは自益権が認められないという単位株制度は、株主平等の原則に反すると考えられる。いずれにしても、単位株制度は理論的にすっきりしない。

② 額面の引上げについては、引上げられた額面未満の株式を有する株主は自分の株式を手放さざるをえないので、手放さざるをえないことの公益上の理由が必要になってくる。これが一番の難点である。法律で一律に額面を大幅に引上げることの大義名分は、したがって結局、零細な投資家を保護するということ以外にないと思われる。単に会社の事務上の便宜ということで額面を引上げるのであれば、会社が株主総会の決議をもって額面を引上げること認めておけば足りるのである。

③ 額面を引上げるべき理由としては、零細投資家の保護ということもあるが、同時に費用の効率化ということもある。計算書類や監査報告書を低額面の一株の株主にも送らなければならぬとすると、一株の事務処理費が額面を大幅に超えることになる。現在、額面五〇円の一株の事務処理費は一、〇〇〇円以上になっているのが実情である。このような実情を考慮することは、決して公益に反することでもないし、また会社だけの事務処理の便宜といったことでもない。

④ 額面株式の額面は、いやしくも株式会社に出資ないし投資する場合は、その出資ないし投資の最低限度はいくらであるべきか、という点から考えるべき問題で、必ずしも公益的理由とは直接関係しない。明治時代に額面の最低限が五〇円とされたのは、大衆保護ということもあるけれども、その当時では出資ないし投資の最低限度が五〇円程度であるとの考えがその基礎にあったものと考えられる。そうすると、現在では、一〇万円程度ということになるのではないか。

⑤ 額面の引上げを強制するのは、会社の自治に委せておけばできるはずがないので、法律がそれに手を貸すということと認められるが、このように法律が手を貸したり、手を伸ばしたりするときには、他方では、無理をするという危険が

出てくる感じがする。単位株制度だと、株式はそのままにしておいて、ただ単位未満株の共益権あるいは自益権を奪うだけであり、個々の会社としてもこの制度を利用しないといえ、それで済むわけであるから、無理がない。

⑥ 額面を引上げ、これを一律に強制する場合、無額面株式との関係がかなりデリケートとなると思われる。両者のバランスを保とうとすれば、無額面株式についてその最低発行価額を定めなければならないことになるが、これは無額面株式制度の否定に連がりかねない。無額面株式も十分効用があるとすれば、額面株式一本に強制的にしてしまうのは、はたして妥当といえるであろうか。また、額面株式についても、その額面を引上げるとは、現在流通している株式を強制的に併合することにほかならないが、このような併合を商法が強制することが良いといえるかどうか。株式の単位が現在小さすぎて、いろんな弊害が生じていることは認めるけれども、それゆえに右の強制が妥当であるとはいえない。

(ロ) 以上のように見解が分れたが、株式単位の引上げ方法として基本的には、額面引上げを支持する考え方(①ないし④)と単位株制度を支持する考え方(⑤と⑥)とが対立したわけである。前説は、額面引上げの根拠ないし理由を零細な投資家の保護、会社の事務処理費の効率化、投資単位の最低限の現代化、などのいずれに求めるかはともかくとして、新設会社はもちろん、既存会社についても、額面を引上げるべきであると主張する。これに対し、後説は、額面引上げに伴う実務上の混乱ないし無理、無額面株式との関係、などを理由に、新設会社はともかくとして、少なくとも既存会社については、単位株制度を導入して問題を解決すべきであると主張する。しかし、どちらの説においても、インフレによる貨幣価値の著しい下落から考えて、株式単位の引上げは必要であるという認識が存在していた。

単位株制度については、新しい制度としてその内容の詰めが必要であるが、目下の段階では問題点の提起で足りるというところで、この詰めが十分なされないままに、本項(一)で述べた「会社法改正に関する意見照会」が行なわれ、「会社法改正に関する問題点」について各界の意見が問われたわけである。

三 「意見照会」に対する各界の反応

(一) 一般的説明

「意見照会」に対しては、各界から意見が寄せられたが、株式単位の引上げに関してはずぎのような分析結果が示されている（稲葉威雄「会社法改正に関する各界意見の分析」『商事法務』七二八号〔会社法改正に関する主要意見〕特集〕一九頁―二二頁）。株式の単位が小さすぎるので是正すべきであるとする意見が大勢であったが、その方法については、やはり、額面の引上げによるべきであるとする立場と、単位株制度を採用すべきであるとする立場とに分れた。後者の立場がやや優勢であったが、両者とともに採用すべきであるとの立場もあった。

額面引上げを主張する立場には、最低額面を五千円とするもの、一万円とするもの、五万円とするもの、一〇万円とするもの、などがあった。

単位株制度を主張する立場においては、単位未満株主にも配当請求権等の自益権は認めるべきであるとの点ではほぼ一致が見られた。しかし、新しい制度だけに、各界で考えている制度の内容は区々であった。

(二) 主要団体の意見

主なる団体の意見をあげると、つぎの通りである（前掲『商事法務』七二八号三七頁以下）。

① 経済団体連合会（経団連）の意見 「株式の権利行使という面〔権利行使の簡明の面―服部〕からは、株式の額面金額引上げの要請もあるが、この点については、むしろ、一定単位未満の株式については、自益権は認めるが、共益権は認めない、いわゆる単位株制度を導入することが望ましい」。

② 関西経済連合会（関経連）の意見 「現在の株式の単位は小さすぎる。この点額面株について額面の引上げが考え
単位株制度導入の経緯序説（服部）

られるが、額面の強制的引上げに伴う証券市場の混乱を考慮すれば、一定単位未満の株式について自益権は認められるが、共益権は認めない、単位株制度を導入することが望ましい。この場合、一、〇〇〇株をもって一単位とするのが適当である」。

③ 日本証券業協会・公社債引受協会・証券団体協議会の三団体共通意見 「株式の単位は是正すべきであるが、是正の方法として額面株式の額面の最低金額の引上げを強制することには問題がある。したがって、単位株制度を導入することが望ましい。なお、単位株制度の採用およびその単位株数は法律で一律に強制せず、会社の定款で定めることとする。ただし、単位株数は取引所の売買単位を超えてはならないこととすべきである」。

④ 東京株式懇話会の意見 「旧商法当時の一株五〇円が依然として広く残存していることは不合理であり、この際抜本的な是正方法を講ずる必要があるものと考える。この是正方法としては、法をもって強制的に額面を、例えば五万円程度へ引上げることが最もオーソドックスな方法とすべきであるが、これを実際に行うには、株券の交換、取引の停止その他諸種の困難が伴うことは、繰り返して指摘するまでもないところである。そこで最も現実的な実行可能な方法として単位株制度の導入を検討せざるを得ないものと考え。単位株制度をどのような内容のものとするかは、慎重に検討すべきであり、当会はかねてからこれが調査研究を重ねてきているが、ここに別紙「株式制度の改善（単位株制度の採用）」について」のと通りの試案を提出する」。

⑤ 大阪工業会の意見 「一、株式の単位を是正するには、額面株式一株の最低金額を引上げる方法をとるべきである。（理由）株式の本質、株主平等の原則等に照らして、額面金額の引上げが最良策と思料される。そのために二〜三年の猶予期間を置けば実行可能であると考え。単位株制度は単位未満の株式について、議決権などの権利の行使を制限することになり、賛成できない。また、株式併合の自由を認めれば足りるとする意見も、それだけでは統一的取扱いがで

ず、問題を残すことになる。二、額面株式一株の最低金額は、五万円程度に引上げるべきである。(理由)現在の取引単位を考えると、現行の一株の最低金額は、あまりにも少額にすぎ、いたずらに事務手続を煩雑化し、印刷費、通信費などの負担に比し、会社資金の調達の実効に乏しい。合理的な金額としては現在の社債一口の金額が通常一〇万円であることとの均衡上、少なくとも五万円程度が妥当である。なお、昭和二五年改正の轍を踏まないためにも、現存の株式会社についても引上げを強制すべきである」。

⑥ 全国銀行協会連合会(全銀協)の意見 「株式の単位について、①額面株式の最低金額は引上げることが望ましいが、②(イ)その場合、現在の株式売買単位一千株(五〇円株)が定着していることでもあり、これを基準として額面五千円ないし五万円とすることが望ましい。(ロ)更に、額面株式の最低金額を引上げる場合は現存の株式会社についても引上げを強制すべきで、強制しない場合には現在のように法改正(昭和二五年)の結果が生かされないこととなるおそれがある。③また、実務的に額面株式の最低金額の引上げが困難な場合は、単位株制度の導入が現実的である。この場合単位未満株主の自益権を保護する必要がある」。

⑦ 日本弁護士連合会(日弁連)の意見 「株式の単位は小さすぎるのでこれを是正する必要がある。是正の方法として額面株式の一株の最低金額を引き上げるべきであるとする意見及び単位株制度を導入すべきであるとする意見には反対である。株式会社併合の自由を認めれば足りるとする意見に賛成である」。

四 第一次幹事試案(昭和五一年六月初め)

(一) 第一次幹事試案の内容

「意見照会」に対する各界の反応を見極めたるうえで、再び法制審議会商法部会(その小委員会を含む)において、会社法

改正作業の一環としての株式単位の引上げ問題の検討が昭和五一年六月から続行された。その際、「株式の単位是正に関する問題点（幹事試案）」（第一次幹事試案と呼ぶことにする）が審議資料として提出された。それによると、

「一（基本的な考え方） 額面最低限の撤廃（株式分割を容易にすること）と株式単位の引上げ（特にこれを強制する場合）とは、矛盾する面があると思われる。また、単位株制度を採用しても、これを新設会社にも適用するのは、制度としておかしいであろう（特にこの制度を暫定措置とした場合）。一方、額面の最低限を定めることは、無額面株式の制度と相容れない要素をもつ。次の案は、これらの問題点の調和を図るための一つの試案である。

（注1） 商法改正法施行法（昭和二六年法二一〇号）一〇条二項で、額面引上げのための株式併合ができるにもかかわらず、これをしないで、かえって五〇〇円額面を五〇円額面へ変更する動きがある。そのため、単位株制度だけの採用は専ら総会屋対策、一株株主運動の封殺をめざすものと受け取られないか。

（注2） 株式の単位の設定は、①無産者の保護、②株主コストを償うに足る金額であること等の要請があるといわれる。現在では主として②が問題となると思われるが、これをどのように考慮するか。株式単位については、およそ企業の自主判断に委ねてよいか。

二（新設会社について） 設立時における株式の最低発行価額（無額面株式を含む。なお、額面株式については最低額面額とすることも考えられる。）を『五万円以上』に制限する。

（注1） この場合に端株の新株引受権を保護する必要があると思われるが、どのような方法をとるか（商法二八〇条ノ四第一項但書参照）。端株制度をとるか。金銭分配を原則として、商法二八〇条ノ九ノ二第二項第三項のような手当てをするか。新株引受権の売買で一株にして発行することはどうか（後記三四(四)参照）。

（注2） 設立後の株式分割による額面の引下げは制限しないものとする。

（注3） 新設会社については、単位株制度は認めない。株式分割が行われた場合も同様である。

三（既存会社について——単位株制度の内容） (一) 定款により、『一単位となるべき株式の数を定め、単位未満株式に

つきその権利の行使を認めないことができる。ただし、額面株式を発行している場合において、定款に別段の定めがないときは、額面金額の合計が五万円に相当する株式の数を一単位とする。

(注1) 直ちに株式併合を行い、千株を一株と読み替える等の措置が可能か。^(*)2)

(注2) 単位株制度の採否を全く各企業の自治に委ねることも可能であるが、それで実際に採用されることになるか。

(注3) 単位未満株式の権利の内容は(三)(四)参照。

(注4) 制度の公示方法は登記だけでよいか。

(注5) 中小会社についてはどう取り扱うか。

(二) 単位株制度は『当分の間』(確定期限は定めない)の暫定措置とし、将来は一単位の株式は一株に併合する。

(注1) 株式の併合の手続を簡素化することについては、別に検討する。

(三) 単位未満株式については、共益権は一切認めない。

(注1) 書面投票権等は認めない。

(四) 配当請求権は認めるが、招集通知・計算書類等の送付は必要がないものとする。

既存の単位未満株式の譲渡、名義書換は認めるが、株券の新規発行は認めないことにする。

株式配当、無償交付等の場合には、売却して金銭を交付する。

単位未満株式の新株引受権の譲渡を認める。

(注1) 配当金の支払は持参債務とする。

(注2) 株券分割だけを認めないことにするか。^(*)3)

(注3) 発行時において単位未満の新株を受けるべき者の権利については現行商法二八〇条ノ九ノ二第二項第三項と同じ処理をするか。^(*)4) 株券不発行のまま振替決済で処理することは可能か。

(五) 単位未満株式の整理のため、単位未満株主の会社に対する時価での買取請求、売渡請求を認めるものとし、その

限りで自己株式取得制限を緩和する（一定数量以上、一定期間以上につき保有制限を定める）。

（注1） 証取法との関係は検討を要する。

（注2） 端株市場の育成で目的を達成できるか。

（注3） 売渡請求まで認めるのが適当か。

（注4） 新株発行のときにどうするか。」

（二） 第一次幹事試案の補足説明

以上が幹事試案の内容であるが、*印の部分につき若干のコメントをつぎにしておきたい。

（*1） 額面最低限の撤廃については、昭和五六年改正前の商法二〇二条二項が額面株式の「金額ハ五百円ヲ下ルコトヲ得ズ」と定めて、額面ないし券面額の最低限を設けていたが、この制限を廃止しようとするものである。これは、このような制限があると、額面株式の分割を自由に行ないえないという不都合があるからである。そこで、「意見照会」における「会社法改正に関する問題点」（第四の一（一））においても、「額面株式の額面の最低金額についての制限を撤廃すべきであるとの意見があるが、どうか」と問題提起をしている。これにつき、額面最低限の撤廃と株式単位の引上げ（とくに額面の引上げ）とは矛盾するということが、日弁連の意見等において指摘されたが、幹事試案はこの指摘を受け入れたわけである。そして、この矛盾を解決するために、幹事試案は、額面の引上げは会社設立に際して発行される額面株式に限って適用されるものとし、会社設立後に発行される額面株式については適用されないこととした。

（*2） 「直ちに株式併合を行う」というのは、単位株制度も実質的には株式併合の一種にほかならないが、単位未満株の存続を認める点で狭義の株式併合と異なる。そこで、単位未満株（これも実質的には端株の一種である）という面倒なものを残さないとすれば、直ちに狭義の株式併合を行なうこととなるが、これが簡単に行なえるかどうか、その措置を問題にしているわけである。

(*3) 「株券分割だけを認めないことにするか」というのは、単位未満株についても、会社が株式配当や無償交付を行なえば、単位未満株が分割されたと同じ効果が生じ、それに伴って増加した新単位未満株については株券の発行を認めるが、株主(単位未満株の株主)のほうから株券の分割を求めるとはできないという趣旨である。しかし、他方では、単位未満株について株式配当や無償交付を認めると、単位未満株がますます増えて困るので、これを認めないとの考えもありうる。どちらがよいか、ここでの問題である。

(*4) 「発行時において単位未満の新株を受けるべき者の権利」というのは、無償交付などによって単位未満の新株を受けることとなる株主の単位未満新株引受権のことであるが、新しく単位未満株が発生することを認めないとすれば、この権利をどのように取扱うかが問題となるわけである。

(三) 第一次幹事試案の商法部会における検討

右の幹事試案において注目される点は、①改正法施行後の新設会社については額面の引上げを、既存会社については單位株制度を採用し、株式の單位引上げに関する二つの立場を折衷的に採り入れたこと、②額面引上げにおける引上額は五万円を最低限としたこと、③單位株制度の下における単位未満株についてはその共益権だけを奪うものとしたこと、④同制度を暫定措置として位置づけたこと、などである。これらによって、株式の單位引上げについて一応の方向づけがなされ、この方向づけに従って商法部会およびその小委員会における審議が継続されることとなった。そこでは、つぎのような意見が開陳された。

① 單位株制度をとった場合に、その後の新株発行はどうなるのか。單位株だけが新株発行として発行されるのか、それとも單位未満株の新株発行ということもありうるのか、その点が明らかでない。「この点は、今後の検討問題であるということになった」。

② 単位株制度をいわば恒久的な制度とするか、暫定的な制度にするかについては、単位株などという変な制度を持ちだしてくることに對する反論が強いようであるから、暫定的なものとするのが理論的には妥当と思われる。そして、反對論に對抗するためには、さらに公益権と自益権とに分けて、前者は奪うが後者は奪わないとするのが實際的である。

③ 「設立時における株式の最低発行価額を五万円以上に制限する」と定めるとともに、他方で、「設立後の株式分割による額面の引下げは制限しないものとする」としているのは（幹事試案二（注2））、新株発行における新株の発行価額には右の五万円という最低発行価額の制限が及ばない趣旨と解されるが、そうだとすると、株式の単位の引上げあるいは額面株式の額面を五万円以上に引上げることが担保されないおそれがある。

④ 額面の最低限をおさえることと、発行価額の最低限をおさえることは同じではない。したがって、額面株式について、現在の五〇〇〇円、古い会社では五〇〇円という額面の最低限をそのままにしておいて、その最低発行価額をたとえば五万円とするということも考えられる。幹事試案はこのような考え方に立っているものとも推測されるが、この考え方は、額面株式のみならず、無額面株式についても、最低発行価額を上げるといふ形でともにその単位の引上げが可能となるといふ便宜がある。

⑤ 古い会社は明治以来五〇円額面できているので、五〇円という額面に郷愁を覚える向きも多いようである。これを強調すると、単位株制度は暫定的な制度にしないで、恒久的な制度にするほかないだらうと思われる。

⑥ 五〇円額面にこだわる考え方は、それほど強くないだらうと思われる。ただ、一方に五〇円額面が多数存在し、他方で五〇〇円額面があると、五〇円額面にそろえないと具合が悪いという発想があるようである。いずれにしても、いきなり全部無額面にしてしまうことが納得されないという意味において、額面には郷愁があると思われる。しかし、単位株制度を採用して単位にまとめるときには、額面を基準にするのでなくて、株式の時価を基準として、単位株の時価が平均

的な大きさになりうるようにするのが一番よいと考えられる。

⑦ 既存の会社について単位株制度を採用する場合には、基本的には、従来の株式を併合したものであるとして考えるべきではなからうか。したがって、単位未満の株式は、実質はフラクショナル・シェアであると割切って考えるのが妥当である。そうすると、新株発行も、単位未満のものは全く認めないということではよいのではないか。また、単位未満株の権利についても、共益権はもちろん自益権も認める必要がないと割切ってよいであろう。

⑧ 単位株というのは、ある意味では中途半端なもので、徹底すれば単位株ではなくなってしまっておそれがある。そこで、徹底しないで、単位株制度を株式の併合にどの辺まで近づけてゆくか、どこまでそれに踏み込み、どこで止まるのが一番妥当であるか、が考えるべき中心問題である。あまり論理的に徹底すると、単位株制度は空中分解してしまつて、株式の併合に単位株制度という名称をつけただけのことになってしまうのではないか。

⑨ 単位株制度が中途半端なのは、結局、単位を二重に設定する、つまり、単位株という単位と従来の一株という単位と、二通りの単位を設定するところがあり、そこに制度としての根本的な問題点がある。そこで、これを恒久的な制度として考えることは、混乱を招くおそれがある。したがって、あくまでも暫定的な制度として理解すべきであり、そしてその暫定的期間も比較的短くして、その間は単位未満株に共益権も自益権も認めない。これは、比較的短い暫定期間であれば多少の犠牲はやむをえないと割切るということである。単位株制度を恒久的なものとして考えると、共益権も自益権も認めないのは、株主の権利を全部奪うことになって問題であろう。

⑩ 単位株制度を株式の簡易併合と考えて、単位未満株という一種の端数株には共益権も自益権ともに認めないというのが一番筋の通った考え方だと思ふけれども、株式の流通ないし取引をストップさせないで、かつ端数株の株主に不満を覚えさせないで、このような一種の簡易併合をスムーズにやることができるかどうか問題である。

⑪ 現在でも、五〇円の額面株式については千株単位で取引がなされ、そのため千株と千株未満株との間には、取引の面でかなり大きな差がある。そこで、現在の取引単位株が単位株であり、取引単位未満株が単位未満株であると考えればよいわけである。ただ、単位未満株については、共益権あるいはさらに自益権を奪うかどうかという問題がある。しかし、これをうまく解決して、良い内容の単位株制度を作りあげることによって、理論的にある程度の納得ができ、かつ実務上も合理的な処理ができるのであれば、案外永続性のある単位株制度が可能なのではなからうか。取引の面で考えた場合、現在、株式の単位が小さいにもかかわらず、取引の単位を千株等に調整することによって、そう大きな問題は起っていない。したがって、単位株制度をあまり厳格なものとして考えなくともよいのではないかと思われる。

五 第二次幹事試案（昭和五一年六月終り）

（一） 第二次幹事試案の内容

以上の論議を参考にして、第一次幹事試案は、やがて「株式制度の問題点及び試案」（第二次幹事試案と呼ぶことにする）（昭和五六年六月終り）においてつぎのように修正されることとなった。

「一 株式の単位是正は必要か。——必要である。株式の単位は、株主コストを償うに足るものであることを要する。

二 既存会社についてどうするか。——次のような内容の『単位株制度』を採用すべきである。^(*)2)

(a) (イ) 額面株式を発行している場合には、額面金額の合計が五万円に相当する株式の数を『一単位』とし、^(*)3) 単位未満株式についてその権利の一部の行使を制限する。ただし、定款により、『一単位』となるべき株式の数を別に定めることができる。

- (ロ) 無額面株式のみを発行している場合は、定款により、『一単位』となるべき株式の数を定めることができる。
- (注1) 直ちに株式併合を行い、千株を一株と読み替える等の措置が可能か。
- (注2) 単位株制度の採否を全く各企業の自治に委ねることも可能であるが、それで実際に採用されることになるか。
- (注3) 制度の公示方法は登記だけでよいか。
- (注4) 例えば単位千株の場合、一、〇五〇株の株式の五〇株についてどう取り扱うか。
- (注5) 中小会社の取扱いについては後に検討する。
- (b) 単位株制度は『当分の間』（確定期限は定めない）の暫定措置とし、将来は一単位の株式は一株に併合する。
- (注1) 株式の併合の手続を簡素化することについては、別に検討する。
- (c) 単位未満株式については、共益権は一切認めない。
- (注1) 書面投票権等は認めない。
- (d) 配当請求権は認めるが、招集通知・計算書類等の送付は必要ないものとする。
- 既存の単位未満株式の譲渡、名義書換は認めるが、単位未満株券の新規発行は認めないことにする。
- 株式配当、無償交付等の場合には、単位未満株式は一括売却して金銭を交付する (e) (注4) 参照)。
- 単位未満株式の新株引受権の譲渡を認める。
- (注1) 単位未満株式の配当金の支払は持参債務とする。無記名株券と同様に扱えるか (商法二二八条)。
- (注2) 株券分割だけを認めないことにするか。
- (注3) 新規の単位未満株券の発行を一切認めないとした場合には、単位未満の新株を受けるべき権利を有する者については、すべて一括売却・金銭分配をすることでよいか。株券不発行のまま振替決済で処理することは可能か。
- (e) 単位未満株式の整理のため、単位未満株式を有している者の会社に対する時価での買取請求、売渡請求を認めるものとし、その限りで自己株式取得を認める。

(注1) 証取法との関係は検討を要する。

(注2) 端株市場の育成で目的を達成できるか。

(注3) 売渡請求まで認めるのが適当か。

(注4) 新株発行のときにどうするか。

三 新設会社についてどうするか。——設立時における額面株式の最低額面額及び無額面株式の最低発行価額を『五万円』に制限すべきである。

(注1) このように一株の価値を上げた場合には、端株の新株引受権を保護する必要があると思われるが、どのような方法をとるか(現行商法二八〇条ノ四第一項但書参照)。端株制度(フラクショナルシェア・スクリップ)をとるか。一括売却・金銭分配を原則とするか。金銭分配によるとしても、新株引受権の売買(振替決済)を認めることはどうか。この場合、会社が売買の仲介をすることはどうか(前記二(d)(e)参照)。

(注2) 設立後の株式分割による額面の引下げは制限しないものとする。

(注3) 新設会社については、単位株制度は認めない。株式分割が行われた場合も同様とする。」

(二) 第二次幹事試案の補足説明

以上が第二次幹事試案の内容であるが、*印の部分につき若干のコメントをつぎにしておきたい。

(*1) 株主コストとしては、株券印刷費を除いても、株主総会招集通知費、同決議通知費、代行手数料など、株主人あたり年間二千円ほどが昭和五一年当時必要であった。この株主コストは一株の株主についても必要な費用であるから、株式の単位、すなわち一株の出資金額(額面ないし最低発行価額)もこれを償うに足るものでなければならぬとされるわけである。しかし、「株主コストを償うに足る」ということの意味は必ずしも明らかでなく、毎年必要とされる二千円の株主コストの何年分を株式の単位ないし額面株式の額面または券面額とすべきかは、「償うに足る」ということだけでは結論は出てこない。券面額の最低限を五万円としていることから見ると、株式の単位は年間株主コストの二五倍以上

でなければならない、と第二次幹事試案は考えているようであるが、この点についての説明はとくになされていない。

(*2) 既存会社について、株式の単位引上げの方法として単位株制度を導入しないし採用するというのは、額面引上げという方法を採用しないことを意味する。額面引上げに伴う株式の強制併合の実施困難性および無額面株式との整合性が主として考慮されたためである。

(*3) 「額面金額の合計が五万円に相当する株式の数を一単位とする」というのは、額面株式については株式の単位を五万円に引上げを意味するが、この新単位から見れば、額面株式の券面額が実質的には五万円となったのと同様となる。ところで、この五万円という金額は、前述のように「株主コストを償うに足る」ということだけでは出てこないわけである。そこで、五万円の背景を考えると、①取引の実情、②外国法の参照、ということであろう。①については、その当時には（現在でもほぼ同様であるが）、証券取引所において五〇〇円額面の株式が千株単位で取引されるのが通例であった。②については、たとえば、西ドイツ株式法（一九六六年改正）八条は、株式の券面額が五〇〇ドイツマルクを下りえないことを定めているが、これはほぼ五千円に相当する。また、フランス商會社法二六八条および商會社令二〇六条は、額面株式の券面額が一〇〇フランスフランを下りえないとし、スイス債務法六二二条も、同様に券面額は一〇〇スイスフランを下りえないとしている。これらは五千円ないし一万円に相当する。しかし、インフレのことを考慮すると、最低券面額として五万円程度が適当ということになるわけである。

(三) 第二次幹事試案の商法部会における検討

右の第二次幹事試案は、既存の会社について単位株制度を採用すべきことを明確にした点が第一次幹事試案と大きく異なるが、この第二次幹事試案につき、商法部会においてつぎのような論議が交わされた。

① 既存会社についても、額面の引上げあるいは株式の併合を強制するとすると、株価の低い会社も高い会社も、同じ

率でそれが行なわれることになり、不合理である。これに反し、単位株制度の場合にはその点の調整ができる。つまり、単位株の株数を適宜定款で定めればよいのであるから、大變都合がよい。もし、二(a)(注1)にあるように、直ちに株式併合を行なって通常の会社では千株を一株と読みかえ、ソニーのように株価が非常に高い会社では一〇株を一株と読みかえるというようなことをすれば、大變な混乱が生ずる。したがって、このような方法はできないと思われる。

② いや、むしろ、二(a)(注1)のような方法をできたらやるべきではないか。もっとも、技術的に難しい問題があるから、簡単にこれを行なうことはできないかもしれない。しかし、少なくとも、単位株制度は株式併合の便法にすぎないという考え方をもっと強く出してよいのではないかと思われる。

③ 単位株制度は「当分の間」の暫定的制度とされているが、この「当分の間」が一〇年も二〇年も場合によって続くことも考えられるが、そのようなことでよいのかどうか、かなり疑問である。とくに、共益権を一切奪った株式をいつまでも存続させるのは、理論的に大きな疑問がある。

④ いや、単位株制度を実施してみても、別段不都合な点がないということであれば、「当分の間」が実際に永く続くだけのことで、少しも構わないのではないか。自分の感じでは、別段不都合な点が生じないのではなからうかと思われる。

⑤ 単位未満株については、共益権のみならず、自益権をも認めないという意見が従来強かったが、単位株の単位が大きくなると、単位未満株しか買えない投資家あるいは単位株までまとめるだけの資力を持たない投資家もかなり出てくる可能性がある。したがって、せめてこれらの単位未満株主に配当請求権ぐらいは認める必要があると思われる。このことは、個人株主を増やすという見地からも望ましいことである。それゆえ、幹事試案の立場は支持することができる。

⑥ 単位株制度は採用すべきでないと考えられる。それは、一株であろうと一〇株であろうと、株主の権利はやはり自益権も共益権ともに尊重すべきであるからで、自益権だけ認めて、共益権は一切認めないような単位株制度は許されな

いと考えられるのである。既得権はやはり十分尊重されるべきで、単位未満株につき共益権を認めないのは、既得権の侵害になるおそれがある。そもそも、根本的には、単位株制度は会社のためなのか、取引所のためなのか、それともだれのためなのか、そのところを十分考えて立法すべきである。今日の株主総会のあり方から見れば、たしかに一〇株や一〇〇株の株主の権利などは、認めても認めなくても大したことはない。しかし、このような考えで単位株制度を導入するのは、筋が通らないと思われる。

⑦ 「単位未満株式の配当金の支払は持参債務とする。無記名株券と同様に取扱えるか（商法二二八条）。」（二(d)（注1））ということについては、無記名株券の場合には、商法二二八条によると配当金の支払を受けるごとに株券を供託することになっているが、現実には、世界どこの国でも、配当札なし配当金領収書を使って配当金の支払を受ける方法がとられているので、単位未満株に対する配当の場合も、これと同様になるのではないか。したがって、商法二二八条の準用はしないほうがよいと考えられる。

⑧ いや、しかし、単位未満株はむしろ無記名株券と全く同様に取扱うことが望ましいのではないか。配当金の支払の場合のみならず、名義書換の点でも、無記名株券と同様に取扱うことが、単位株と単位未満株とを峻別するという見地から適当である。そうすると、配当金債務も持参債務にする必要はなくなる。

⑨ 単位未満株主に配当請求権を認めると、この株主にはやはり計算書類ぐらゐは送らなければならないのではないのか。そうすると、株主コストが増える。また、議決権などは本来配当請求権を護るために認められるものであるから、議決権を認めないで配当請求権だけを認めるとなると、その説明ないし理由づけが難しくなると思われる。

六 第三次幹事試案（昭和五二年三月）および第四次幹事試案（昭和五二年四月）

（一） 第三次幹事試案の内容

以上が、昭和五一年前半の状況であるが、その後商法部会では、自己株式の取得制限・禁止などの株式制度に関する他の問題が検討され、株式の単位引上げないし単位株制度の問題は、翌五二年三月頃に再び検討されることとなった。そこでは、単位株制度につき、「既存会社の株式単位是正に関する試案」（第三次幹事試案と呼ぶことにする）（昭和五二年三月）が示されたが、その内容はつぎのごときものである。

「一 額面株式を発行している会社の単位株制度

額面株式を発行している会社にあつては、券面額の合計が五万円に相当する数の株式を一単位とし、一単位に満たない株式について株主の有する権利は、次に掲げるものに限る。^(*)1)

- (a) 利益若しくは利息の配当又は中間配当を受ける権利（現行商法二九〇条、二九一条、二九三条ノ二、二九三条ノ五）
- (b) 残余財産の分配を受ける権利（同法四二五条）
- (c) 新株引受権（同法二八〇条ノ二、二八〇条ノ九ノ二）
- (d) 同法二九三条ノ三第二項又は第三項の規定によって株式又は代金を受ける権利
- (e) 株式の消却、併合、分割又は転換によって株式又は金銭を受ける権利（同法二一二条、二二三条、三七七条、二九三条ノ四、二二三条ノ二）

- (f) 名義書換を求める権利^(*)2)（同法二〇六条）

(g) 株券の不所持又は交付を求める権利（同法二二六条ノ二、二二〇条二項）

(h) 無記名株券の記名株券への交換請求権（同法二二七条二項）

（注1） 本制度は、改正法施行の際現に存する会社について当分の間の措置とし、将来は一単位の株式は一株に併合する。ただし、改正法施行の際株主の数が一定数以下の会社について、定款で定めた場合に限り、本制度を採用することができるものとする。

（注2） 単位未満株式には、合併若しくは営業譲渡の場合又は株式譲渡制限の定めを設ける場合の株式買取請求権は、与えないものとする。

（注3） 数人の株主が単位未満株式を併わせて単位株式として前各号に列挙した以外の権利を共同で行使するには、商法二〇三条二項三項（株式の共有）の規定によるものとする（フランス会社法一六五条二項、ドイツ株式法二一三条二項参照）。

二 定款による別段の定め

会社は、右一の単位の数について定款で別段の定めをすることができる。

（注1） 株式併合の要件及び反対株主の保護の手段については、別に検討する。

三 無額面株式のみを発行している会社と単位株

無額面株式のみを発行している会社において、定款で一定数の株式を一単位と定めるときも右一と同様とする。

四 単位株制度採用の公示

単位株制度が用いられている会社は、その旨及び一単位の数を登記する。

（注1） このほかにどのような公示方法をとるかは、さらに検討する。

五 単位未満新株の取扱い

株式分割、準備金の資本組入れ^{(*)4}、若しくは株式配当又は株主割当てによる新株発行若しくは抱合せ増資により一単位未満の株式が生ずる場合には、会社は、次のいずれかの方法によることができる。

単位株制度導入の経緯序説（服部）

- (a) その新株又は新株引受権を一括して売却し、単位未満株式の発行を受けるべき株主にその代金を交付する。
- (b) 単位未満の新株の発行を受けた株主が別に所有する単位未満株式又は六により買受ける単位未満株式と併わせて単位株式としたうえ株券の交付を受けるか、会社による一括売却か、いずれかを選択することを認め、この選択権の行使がないときは、会社において一括売却して、代金を交付する。

(注1) 一株の金額が大きくなった場合の新株発行に際しての端株の処理についても同様とする。

(注2) 転換株式又は転換社債の転換により生ずる単位未満新株についても、(b)と同様に取り扱うべきか。一斉転換^{(*)4}の場合はどうか。

六 単位未満株式の買取請求・単位株式にするための売渡請求

単位未満株式を有する株主は、会社に対し、時価により、その株式の買取り又は単位株式にするための株式又は新株引受権の売渡しを請求することができる。この場合においては、売渡請求に応ずるのに必要と認められる限度で会社の自己株式の取得を認める。

七 定足数等の計算

単位未満株式は、株主総会の定足数又は少数株主権行使に必要な株式数等の算定については、発行済株式の数に算入しない。」

(二) 第三次幹事試案の補足説明

以上が第三次幹事試案の内容であるが、若干のコメントをつぎにしておきたい。

(*1) 単位未満株に認められる権利が(a)から(b)まで列挙されて、単位未満株の株式としての権利内容が明らかにされたが、この中には議決権等の共益権は一切含まれていない。

(* 2) この名義書換請求は、単位未満株の譲渡ないし移転のすべての場合に認められるのではなく、譲受人ないし承継人が単位株主となる場合にのみ認められるにすぎないものである。したがって、従来単位株を有していた株主が、これを単位未満株に分割して譲渡した場合には、譲受人は名義書換を請求することはできないわけである。

(* 3) フランス会社法一六五条二項は、議決権行使のための最低株数を所有しない数人の株主がその持株を併わせて右の最低株数に達するとき、その数人の中の一人を代理人として議決権を行使しうる旨定めている。ドイツ株式法二三条二項も、端株につき同様の趣旨で、数人の端株を併わせて一株以上となるときは、その数人が共同して株主権を行使しうる旨を定めている。この趣旨を単位未満株にも及ぼそうというものである。その場合には、その数人の単位未満株主は共有の規定(商二〇三条)に従って単位株主に認められる株主権を行使しうることになるのである。

(* 4) たとえば、優先株について、一〇年経過すれば、それがすべて普通株となる、という定めが設けられることがある。このような一斉転換の場合にも、転換請求による転換の場合と同様に取扱ってよいか、というのが問題の内容である。

(三) 第三次および第四次幹事試案の商法部会における検討

以上は、既存会社の株式単位引上げであるが、新設会社のそれについては、「額面株式と無額面株式に関する試案」(昭和五二年三月)の中に、

「四 額面株式の券面額及び無額面株式の発行価額の制限

会社設立に際して発行する額面株式の一株の最低券面額及び無額面株式の一株の最低発行価額は、五万円とし、会社設立後においては、額面株式の券面額又は無額面株式の発行価額を制限しない。」

という一項がある。これと上記の第三次幹事試案とを合せて、「株式制度に関する改正試案」(第四次幹事試案。実質的には

第三次幹事試案と同一内容)として、商法部会において審議されることとなった(昭和五二年四月)。そこでは、つぎのような論議がなされた。

① 単位株制度は、上場会社以外の会社でも採用することができるということになっているが、その場合に単位未満株の買取請求を認めると、買取価格の決定が大変なのではなからうかと思われる。

② しかし、上場会社以外の会社では、単位株制度を採用する必要性は少ないと思われるので、これを採用する例はそれほど多くはなく、買取価格の決定で大きな問題が起ることはないのではないか。

③ 単位未満株の買取請求のみならず、売渡請求まで認めるのは、単位未満株主の保護としては結構なことであるが、会社が売渡請求に応ずるための自己株式を用意しておかなければならないという難点があるので、買取請求だけに限るのがよいのではないか。

④ 単位未満株の売買を市場(端株市場)に委ねると、どうしても値段の面で不利になる、つまり単位株の値段に対し売るときは安く、買うときは高くなる傾向があるが、会社に対する買取請求および売渡請求を認めて、会社が単位株と同じ値段で買取り、あるいは売渡しをするということになれば、単位未満株主に対する十分なサービスとなり、共益権を一切奪われることに対する代償として単位未満株主の不満を解消し、反対者を説得する効果があると思われる。

⑤ 株式民主化ということで、株式の普及あるいは分散を従来奨励してきたのであるが、単位株制度はその小株主から単位未満株主として共益権を奪い、いわば会社から追いだすことを意図した制度と認められる。その趣旨が貧乏人は出てゆけというところにあるとの印象が強い。かりに譲って、この趣旨を認めるとした場合にも、単位株制度で単位未満株主から共益権を奪うよりは、株式の併合という従来から存在する制度を利用した方がすっきりすると思われる。

⑥ 株式民主化とか証券民主化とかいいながら、株式の単位引上げを行なうのは、小株主あるいは小額投資者を追いだ

すものだという理屈は、特殊株主は別としても、一株主運動の人々は必ず言ってくると思われる。これに対する答は、ただ一つ、現在流通している株式を買おうと思えば、やはり千株単位でなければならぬということである。したがって、この取引の現実を考慮すると、単位株制度は小株主を追いだすものではないといえるのではないか。

⑦ 単位株制度は、徐々に単位未満株を整理していったら、やがては株式の併合を行なったのと同じ効果を生じさせようとするものだと理解されるが、ある期間たてばこのような効果が生ずるとの見通しがあるのかどうか。もしこの見通しがないとすれば、逆にいえば、単位株制度のままズルズル行ってしまうおそれがあるとなれば、やはり額面引上げあるいは株式の併合を選択すべきではないかと思われる。

⑧ 単位株制度を「当分の間」の暫定的措置としているのは、妥協の結果であって、ほんとは二年とか三年とか期限を切ったほうがよいと思われる。この制度を考案した株式懇話会では三年としているが、一年か二年で実際には片がつくのではないだろうか。

⑨ 単位株制度において単位株数の定め方は、定款でこれを自由に定めうることになっているが、少数株主を排除するために、非常に多い数の株、たとえば一〇万株を一単位とするといったこともありうると思われる。したがって、この弊害を除くために、たとえば発行済株式総数の千分の一以下の株式数でなければならぬといったふうに、上限を押さえる必要があると考えられる。

⑩ 単位株制度は、商法典そのものの改正として考えられているのか、それとも特別法で定められることになるのか、その点が明らかでない。

⑪ 右の点については、商法典自体の改正としてではなく、恐らく特別法ということになるのではないか。もっとも、単位株制度だけの特別法ということではなく、改正法の施行法などの中に規定されることになるのではなからうかと考え

られる。

七 おわりに

以上において、昭和四九年後半から同五二年前半までにおける単位株制度ないし株式単位の引上げ問題の経緯を説明したが、なおこれ以後昭和五六年商法改正までの経緯が残されている。これは、紙数の関係で別稿に譲ることにする。また、右の経緯の説明は、法制審議会商法部会における審議等の立法サイドの論議を中心としているので、第三者サイドにおける論議が除かれている。この論議をも併せて考察する必要があると思われるが、これについても別の機会に委ねるほかない。